

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	森 正 明
同	大 村 博 信

神奈川県職員措置請求について(通知)

平成 29 年 9 月 29 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、県立近代美術館において油絵 2 点(以下「当該油絵」という。)が昭和 47 年から昭和 60 年までの間に行方不明になり、台帳価格で 95 万円(5 万円と 90 万円の合計金額)の損害が発生したことについて当時の県立近代美術館の管理体制に問題があったこと、そして、県文化課は、平成

23 年 1 月には紛失の事実を知ったにもかかわらず、台帳から当該油絵を削除し、県に生じた損害を闇に葬ろうとしたことから、知事は、当該油絵を紛失した当時の県立近代美術館長及び台帳から当該油絵を削除した当時の県文化課長に対し、速やかに損害賠償請求するよう、勧告を求めている。

なお、平成 23 年 5 月に当該油絵を台帳から削除した者は、神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）により、物品管理者であった当時の県立近代美術館長であるが、このことについて、措置請求書には「台帳から削除当時の者」との併記があることから、台帳から当該油絵を削除した者である当時の県立近代美術館長が特定されているものと判断した。

したがって、請求人は、知事が、当該油絵を紛失した当時の県立近代美術館長に対する損害賠償請求権及び台帳から当該油絵を削除した当時の県立近代美術館長に対する損害賠償請求権を行使すべきところ、これを怠っていることから、この損害賠償請求権の不行使が法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」に当たると主張しているものと認められる。

しかしながら、請求人の主張する当該怠る事実については、以下のとおり、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たしていない。

(1) 当該油絵を紛失した当時の県立近代美術館長に対する知事の損害賠償請求権の不行使について

当該油絵を紛失したことについて、請求人は当時の県立近代美術館の管理体制に問題があったというのみで、それが法第 243 条の 2 に基づく職員の賠償責任に当たるものか、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条に基づく不法行為による損害賠償に当たるものかは、措置請求書及び事実を証する書面からは明らかではない。

そこで、それぞれの規定に基づいて検討したところ、その結果は次のとおりであった。

まず、請求人が求める損害賠償請求の根拠が法第 243 条の 2 に基づくものと仮定した場合、当該油絵を紛失した当時の県立近代美術館長に対する損害賠償請求権は、当該油絵を紛失したとされる昭和 47 年から昭和 60 年までの間のいずれかの日を起算点としても、法第 236 条第 1 項の規定により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の消滅の期間である 5 年を経過しており、時効により既に消滅している。なお、同権利の時効による消滅について、同条第 2 項の規定により、時効の援用を必要としない。

次に、請求人が求める損害賠償請求の根拠が民法第 709 条に基づくものと仮定した場合、当該油絵を紛失した当時の県立近代美術館長に対する損害賠償請求権は、当該油絵を紛失したとされる昭和 47 年から昭和 60 年までの間のいずれの日を起算点としても、民法第 724 条後段の規定による不法行為に係る損害賠償請求権の除斥期間である 20 年を経過しており、既に消滅している。

したがって、請求人が行使を求める損害賠償請求権たる債権は存在しないこ

- とから、法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」に当たらない。
- (2) 台帳から当該油絵を削除した当時の県立近代美術館長に対する知事の損害賠償請求権の不行使について

請求人は、「県に生じた損害を闇に葬ろうとした」、「油絵 2 点の紛失を知りながら、台帳から削除して問題を隠そうとしたというのは、公務員としてあるまじき行為」と、その行為の違法性又は不当性について言及するものの、台帳から当該油絵を削除したことにより県が被った損害を具体的に摘示していない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。